

くらし百科



☎は問い合わせ先です

6月30日までは春の農作業安全運動期間です

「見たつもり点検ミスが事故招く」過去10年間の県内の農作業死亡事故は110件で、そのうちの65割は転倒・転落です。特に乗用トラクターでの死亡事故が59割と多くなっています。

安全な農作業を心掛けることが第一ですが、万が一の事故に備えて労災保険に加入しましょう。一定の要件を満たしていれば、自営農業者本人が加入できる「特別加入制度」があります。ぜひ、活用しましょう。

■ 仕事前にもう一度確認！

- ① 機械や道具の点検・整備
- ② 休憩を取れる無理のない作業
- ③ 路肩の状況を確認
- ④ 農作業や機械作業に適した服装
- ⑤ ほ場の出入り、あぜ越えは慎重に
- ⑥ 点検・調整時は、必ずエンジン停止
- ⑦ 反射板の装着、点検

市民が安心して子どもを生ま、次代を担う子どもたちが健康やかに成長できるまちを目指して、平成22年度から5年間の「白石市次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22～26年度)を策定しました。

本市では、平成16年度に前期行動計画(平成17～21年度)を策定し、計画で掲げたさまざまな施策や事業を推進し、子育て環境づくりの推進に努めてきました。この計画が21年度で終了することから、前期計画の評価・検証など、必要な見直しを行いました。

後期行動計画では、これまでの基本理念である「子ども・親・地域みんなが育ちあうまちづくり」を継承し、この計画に基づいて引き続き各種子育て支援事業を推進していきます。

後期行動計画は、市庁舎1階子ども家庭課をご覧ください。
☎子ども家庭課 22-1363

白石市次世代育成支援行動計画(後期)をご覧ください

子ども手当を受けるには申請が必要です

☎子ども家庭課 22-1363

広報しろいし4月号でもお知らせした通り、本年4月から子ども手当制度が始まりました。本年度においては中学校修了までの子どもの養育者(保護者)に、子ども1人につき月額13,000円が支給されます。

子ども手当では、これまでの児童手当の支給額や支給対象児童が拡充され、所得制限もありません。

■ 申請の手続きについて

● 児童手当を受給していた方は 児童手当受給者の方は、基本的に4月分から子ども手当へ認定とみなされ、手続きは必要ありません。ただし、新たに対象となる中学2、3年生がいる場合は、「額改定認定請求書(増額)」の提出が必要です。

● 児童手当を受給していない方 児童手当の受給者でない方で、中学校修了前までのお子さまを養育している方が受給するには、「認定請求書(新規)」による申請が必要です。

申請には①印鑑、②養育者の健康保険証の写し、③養育者の振込口座の通帳の写しなどが必要です。

※そのほかにも、必要に応じて提出する書類があります。

■ 子ども手当の概要(平成22年度)

子ども手当は、次代を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援するという趣旨の下に支給される手当です。

支給対象児童	0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の年度末まで)の子ども
支給額	月額 13,000円
支給月	原則 2月・6月・10月(それぞれ前月分までが支給されます)

※子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、お住まいの市町村に寄付することもできます。

● 注意 支給対象の拡充に伴う新規・増額の場合で、4月分から子ども手当を受給するには、9月30日(木)まで申請が必要です。

申請は、養育者がお住まいの市町村で行ってください。また、公務員の方は勤務先で行ってください。

・児童手当を所得制限のため受給していない方、お子さまと世帯を別に行っている方などはお申し出ください。

軽自動車税の納付はお早めに

軽自動車税の賦課対象者

平成22年4月1日現在で、原付きバイクや小型特殊自動車、軽二輪車、軽四輪車、二輪小型自動車などの軽自動車を登録している方に、1年分の軽自動車税が賦課されます。

平成22年度の納税通知書を、5月7日(金)に発送する予定です。納期限は5月31日(月)です。早期の納付にご協力をお願いします。

※4月2日以降に廃車・名義変更手続きを行っても、月割りでの課税・還付はありません。

■ 軽自動車税の減免

身体に障害のある方などが所有する軽自動車でも、もっぱら通学(通所)や通院、仕事のために使用する車両は、障害の種類や等級により、減免が受けられる場合があります。該当の有無をご確認の上、5月24日(月)まで申請してください。

● 申請に必要な物 納税通知書 身体障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑

※普通自動車税(県税)の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

● 申請・問い合わせ先 税務課 22-1313

倒産や解雇などの理由による離職者の方へ 国民健康保険税が軽減されます

平成21年3月31日以降に離職された方が対象となります
平成22年4月から、次のような方は国民健康保険税が軽減されます。

- 対象者 離職の翌日から翌年度末までに、①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)、②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)のいずれかに該当し、失業給付などを受ける方
- 軽減額 国民健康保険税は、前年中の所得などにより算定されます。軽減に該当する方は、前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。
- 軽減期間 離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります。

ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます(平成21年度分は対象外となります)。

● 申請に必要な物 申請される方は、雇用保険受

給資格者証と印鑑(シャチハタ不可)をご持参ください。申請は随時受け付けています。

● 注意 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退した場合は終了します。その後すぐに、自発的な失業により国民健康保険に再加入した場合は、失業軽減の対象とはなりません。再加入の時点で対象者に該当しても、その都度申請が必要となります。

※これまで動いていた会社から本市に、該当者の報告などはありません。必ずご自身で申請されるようお願いいたします。

■ 国民健康保険税の課税限度額が改正されました

地方税法の一部改正により、1世帯当たりの「医療給付費」の課税限度額が47万円から50万円に、また、「後期高齢者支援金」が12万円から13万円に引き上げられました。平成22年度分からの適用となります。

※制度の詳しい内容や不明な点は、税務課までお問い合わせください。

☎税務課 22-1313

国民年金には退職(失業)による保険料の特例免除制度があります

20歳以上60歳未満の方で厚生年金に加入していた方が退職(失業)した場合は、市民課窓口で国民年金第1号被保険者になる手続きが必要です。第1号被保険者は自分で毎月保険料を納めます。平成22年度は月額15,100円です。

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

免除制度を利用すると、免除された期間は、①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、免除された期間でも10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

● 退職(失業)時の特例免除制度 免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、保険料の特例免除制度を利用できます。この制度は、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。ただし、配偶者や世帯主に一定以

上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

● 手続きに必要な物 ①印鑑、②年金手帳、③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業を確認できる公的機関の証明の写し、④平成21年1月1日時点で本市に住所がなかった方は、前住所からの課税証明書

● 被扶養配偶者の方 扶養になっていた配偶者の方も、配偶者の退職(失業)により、国民年金の加入の種類が、第3号被保険者から、第1号被保険者になりますので、市民課窓口で手続きが必要です。

● 学生の皆さんへ、学生納付特例の手続きはお済みですか?

20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予される、学生納付特例制度があります。この手続きは在学期間中、毎年必要となります。

● 手続きに必要な物 ①学生証 または在学証明書、②年金手帳、③印鑑

☎大河原年金事務所 22-513113
市民課 22-1312

地デジの準備はお早めに!

アナログ放送は平成23年7月24日正午にすべての放送が終了し、地上デジタル放送(地デジ)に移行します。地デジを視聴するには、①地デジ対応のテレビには、①地デジ対応のテレビに買い換える、②地デジチューナーを買い足すなどの方法があります。共同アンテナ施設でテレビをご覧の方は、デジタル化の施設改修が必要です。受信障害対策共聴施設でテレビをご覧の方は、受信障害が解消されることが多く、その場合はご自宅にUHFのアンテナを設置することも可能です。

また、テレビの購入については、エコポイントによる支援を行っています。このポイントはアンテナ工事にも利用可能です。地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのに受信できない」という方には、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)がお手伝いします。詳しくは、デジサポのホームページ <http://digisupport.jp/> をご覧になるか、総務省地デジコールセンターにお問い合わせください。

☎総務省地デジコールセンター 0570-07-0101